

2016年から2017年へ—国立国会図書館の新しいスタート

国立国会図書館 副館長 網野 光明

はじめに

昨年、2015年11月には、汪東波 Wang Dongbo 館長代理をはじめ、中華人民共和国 国家図書館代表団の皆様を東京の国立国会図書館にお迎えして、業務交流を開催することができました。「非図書資料の収集・保存・提供」、「デジタル時代の障害者サービス」について、両図書館の報告がなされ、大変活発に質疑応答、意見交換がなされました。本当に実りの多い交流であったと思います。

その際の知見は、国立国会図書館の今後の業務・サービスの向上を考える上で、たいへん有益なものでありました。中国国家図書館の報告者の充実したプレゼンテーションと的確な御説明に対し、改めて敬意を表し、また感謝を申し上げる次第です。

今年、ここ北京にお招きいただいて業務交流を行うことができるのは、たいへん光栄であり、喜びとするところであります。私ども5人の代表団は貴国における見聞を非常に楽しみにしてまいりました。この交流が両図書館の長年の友好と相互協力を一層深め、発展させる機会となりますよう願っております。

さて、オープニング・セッションに当たり、私から、国立国会図書館が中期的な期間の中で目指すべき方向を示す、いわゆるビジョンの検討状況についてお話しし、それから、国立国会図書館のこの1年の主な動きを御報告させていただきたいと思います。

1 新しいビジョン策定に向けて

(1) 既に、この数年の交流の中で、国立国会図書館が2012年に策定した「私たちの使命・目標2012—2016、戦略的目標」のことは数回取り上げています。国立国会図書館が今後数年間に力を入れて取り組むべき方向性を示し、さらにその具体的な戦略的目標を掲げたもので、いわゆるビジョンです。

(2) 2016年は、このビジョンの設定期間の最終年に当たります。現行ビジョンの下で、実現したこと、継続して実現すべきこと、力点をシフトさせる必要があることなどさまざまですが、職員が目指す方向を共有し、組織の下で力を発揮するため、また外部から国立国会図書館の目指す方向が理解されるために、ビジョンが必要とされています。

(3) 国立国会図書館は2年後の2018年に設立70年を迎えます。

国立国会図書館は、国会の活動の補佐のため、人々の知的その他の活動を支えるため、30年先の設立100年を、さらにその先を見据え、長期的な視野に立って、資料の保存と利用を両立させる責務があります。

30年前に予想していたことと30年間に我々が体験してきたことの差を考えると、30年先を見通すことはかなり難しいことですが、少しずつ、普遍的な基本的役割を新しい時代に適合させていくことが必要です。

このような事情から、現在、今後4年間のビジョンの策定に向けて最終的な段階に入ったところです。これまでに部長クラスでの検討を数回行い、課長以下一般職員への説明、意見聴取を経て、現在最終的な検討を行っているところでありますことをお断り申し上げます。ビジョンの実現のための目標を準備する過程でビジョンの修正もあり得ると考えています。そのような留保付ではありますが、新たな中期ビジョンの考え方について、少し説明させていただきます。

(4) ビジョンの名称は、仮に「国立国会図書館中期ビジョン ユニバーサル・アクセス2020」としています。

タイトルからも窺われますように、ビジョンの内容を要約すれば、時間的な意味でも、空間的・物理的な意味でも、すべての人に対して、国立国会図書館が集め、体系的に整理をした資料情報を、それぞれの利用目的に沿って、容易にアクセスできるようにするというものです。

新ビジョンにおきましても、国会の活動を補佐する、資料情報を収集して整理し保存する、その資料を利用者に提供する、という国立国会図書館の3つの基本的役割を着実に果たすという点で従来と異なることはありません。

新しいビジョンは、これらの役割の遂行に当たり、いくつかの視点あるいは行動指針を業務、活動のひとつひとつに浸透させていくという考え方を採用しています。

その視点あるいは行動指針とは、おおむね次のようなものです。

まず、国立国会図書館には多様な種々の目的を持つ利用者が想定され、それぞれに応じて利用のしやすさが業務の目指す方向・指針とならなければなりません。

それは直接的なサービス業務だけではなく間接的に利用を支える業務にも当てはまります。

そして、個々の職員が専門的能力とスキルを磨くことがサービスの向上の必要条件ですが、そうした個人を束ねて個々の力の総和以上の組織力が発揮される必要があります。

また、国立国会図書館以外の機関も多くの資料・情報を保有する時代にあって、他機関の情報にも容易にアクセスできれば、国立国会図書館の資料・情報へのアクセスの向上にもつながります。そうした機関との連携をいっそう進める必要があります。

さらに、国立国会図書館の基本的役割やサービス、業務の意図が正しく伝わることでサー

ビス・業務の真価が発揮されると考えますので、情報の発信に工夫し、利用者、社会の理解を得るようになる必要があります。

このような4つの視点あるいは行動指針を「ビジョン」に盛り込もうとしています。今後、年内にはビジョンを策定し、2017年度からそのビジョンの下で活動する予定です。

次に、2015年から2016年にかけて取り組んだこと、達成したことの主なものを御報告したいと思います。

2 国会の活動の補佐

(1) 国立国会図書館は、国会における国政審議に役立つ資料、情報を提供することを設立の第一義的目的としています。一般的な図書・雑誌等の提供にとどまらない、国政課題の論点の分析、統計データ等に基づく予測を行う点で、図書館サービスにとどまらないサービスを国会議員に提供しています。

国会で扱われる国政上の課題について議員の依頼を受けて文献、資料を基に調査、分析して回答すること―これを依頼調査といいます―、また、将来国政課題となると予測される問題を自発的に予測し、調査、分析し、その際外国の制度との比較も交えて、主として刊行物の形で提供すること―これを予測調査といいます―が、「立法調査」の内容です。

(2) 依頼調査の処理数は、年間約40,000件程度とここ数年ほぼ横ばいとなっていますが、質的にも、調査内容をより高度化し、調査の結果を分かり易く伝えることに力を入れています。

例えば、ある国政上の問題に関する論文の複写物を提供する場合に、問題のポイントを抽出してメモにする、統計データを用いて事実を裏付ける、あるいは、国政上の問題を取り上げてセミナーを開催し簡潔に分かり易く伝える、といった方法を日常的に実践しています。

(3) 予測調査は、個々の調査員がテーマを選択して執筆する形式のもの、調査及び立法考査局の職員の集団による執筆に加えて外部専門家の知見を盛り込むプロジェクト方式の調査があります。後者は、あるテーマについて政治、行政、経済等の観点から総合的に調査するものと科学技術に関するものがあります。

ここで科学技術の調査プロジェクトについて少し詳しく述べさせていただきます。

科学技術に関する国の施策は、巨額の予算が充てられ、さまざまな面で国、国民に影響を及ぼすことから、近年、いろいろな国で科学技術政策に議会や独立した評価機関、又は監査機関が関与すること―例えば、科学技術施策の及ぼす影響を分析、評価し、必要な措置を議会が採ることを助けること―が行われるようになってきました。科学技術調査プロジェクトは、国会において審議される科学技術の問題の審議を助ける目的で行っていますが、

国会外における科学技術施策の評価に役立つ側面もあります。

2010年から続いている科学技術調査プロジェクトは6回目を数え、2016年は、ライフサイエンスを取り上げました。

その成果は、「ライフサイエンスを巡る諸課題 Aspects in life sciences」, 「ライフサイエンスのフロンティア研究開発の動向と生命倫理 Frontiers in life sciences -progress and ethical issues in research and development-」(2016年3月刊行)にまとめ、公表しています。

3 資料の収集の拡充

(1) この関係でご報告したい点は、オンライン資料収集の法制度整備の取組の進捗状況です。

インターネット上に流通する情報を収集するための法制度整備は、国立国会図書館がこの10年以上にわたり重点的に取り組んで来ました。

国立国会図書館長の諮問機関である納本制度審議会の答申に沿って民間発行の電子書籍・電子雑誌の収集の法整備を行い、そのうち無償で頒布され、かつ著作権の「技術的制限手段(DRM)」の施されていないものを収集するための法律が2013年に施行されています。有償又はDRM付のオンライン資料の収集については、国立国会図書館が電子書籍等の利用サービスを行った場合に、どのような問題があるか一例えば利用に供された電子書籍の売りに影響するのかを検証するために、2015年から、実際に国立国会図書館内に電子書籍約3,500タイトル(37の出版社)の閲覧環境を設定して「実証実験」を行っています。

(2) 「第4期科学技術情報整備基本計画」の策定(平成28年3月)

国立国会図書館は、科学技術資料、情報を大規模に収集し、保存し、利用に供しています。国の予算のうち、科学振興費という政策経費に分類される予算も配分されています。

1998年から、おおむね5年ごとに「科学技術情報整備基本計画」を策定してきました。国全体の「科学技術基本計画」が1996年に初めて策定されたこと、電子情報の出現といった新しい環境への対応が必要となったことが背景にあります。

第4期科学技術情報整備基本計画策定の経緯は次の通りです。

○ 「第3期科学技術情報整備基本計画」(2011年から5か年)の後継

第3期計画は、科学技術研究活動の過程で発生する研究データも含め、学術情報を有機的に関係づけて提供する機能としての「知識インフラ」を構築することが骨子とされています。

○ 科学技術情報整備審議会(館長の諮問機関, 1961年設置, 「科学技術資料整備審議会」2011年に現在の組織に変更)による提言「イノベーションを支える『知識インフラ』の深化のための提言—第4期科学技術情報整備基本計画策定に向けて」(2015年12月)が館

長に提出され、これを受けてこの計画を策定しました。

知識インフラを構成する 2 つの領域、恒久的保存と利活用に国内の種々の機関がその性格に応じて、いずれかを担っているが、知識インフラを深化させるために、2 つの領域をつなげることが必要である。そこで両者にまたがって役割を担う国立国会図書館がその収集、保存、利活用に関する事業を十全に行うことで、蓄積された研究成果が有機的に活用され、イノベーションへの創出につながることを期待される、といった内容となっています。

4 利用者サービス・資料デジタル化

誰もが容易に国立国会図書館の所蔵資料にアクセスできることを目指して、昨年からの取り組みについてお話しします。

(1) 「利用者サービス基本計画 2016—つながる・つなげる・いかされるサービス」の策定 (2016年3月)

2012年の館内システムリニューアルに結実した、2009年新利用者サービス計画の後継の計画です。

「インターネット経由の利用者の重視」、「サービス、データベースの統合的な提供」、という2009年計画の目標はほぼ実現されましたが、情報検索データベースの併存、ユーザー・インターフェイスの分かりにくさなどが課題でした。

計画に基づいて具体的に実施しようとする点は、以下の3点です。

- ① 統合的に提供するオンラインサービス（書誌、原文、レファレンス情報）
- ② ユーザー・インターフェイスの改善
- ③ 図書館送信サービスの普及促進、利用手続の改善、障害者サービスの改善
展示・見学の充実、近隣機関との連携（特に関西館、国際子ども図書館）

このほか、利用者の視点を重視し、普遍的なアクセスを追求するために次の2つが盛り込まれています。

ひとつは、サービス水準の向上のために、利用行動分析をシステムティックに行うことを計画しています。これまで、利用者の利用統計は、複写件数等の量的分析に重点が置かれていました。また利用者のニーズ把握はアンケート方式によっていました。

利用がサービスシステムを介して行われることから、個人情報保護、個人識別情報への留意の観点から、データを匿名化して利用行動を分析することを計画しています。

もうひとつは、国際的な利用を促進することであり、特に国内図書館向けのデジタル化資料の送信サービスを海外図書館に及ぼすことです。これには、法律上の課題があるものの、デジタル化した資料のオリジナルは貸出しができないことから、喫緊の課題と考えています。

(2)「資料デジタル化基本計画 2016-2020」(2016年3月)

国立国会図書館は資料を長期に保存し、資料へのアクセスを容易にすることを目的として、デジタル化の推進を目標としています。

これまでのデジタル化について述べますと、平成21年の大規模なデジタル化により、図書約900,000冊、雑誌1,235,000冊、その他の資料数十万点がデジタル化されています。その後は、予算の制約もあって目立った進捗は見られませんでした。2014年には、防災関係の資料、国の機関及び地方公共団体が刊行した地方史・誌、統計データ、白書等資料、図書・雑誌合わせて約70,000冊以上のデジタル化を行いました。現在、デジタル化資料の総数は約260万点です。

策定した「デジタル化基本計画」は、今後の年次単位の計画ではありませんが、限られた予算の下で多くの所蔵資料をどのような順序でデジタル化するかの方針を明らかにすることで、国立国会図書館の予算等の優先順位付けを明確化することや、デジタル化に利害のある者の理解を得ることなどを目的としています。

主な優先対象資料群は、利用度の高い雑誌、官庁出版物及び1968年までに刊行された図書といったものです。

デジタル化を支える予算は2016年には約1億円余ですが、これを増やしていくことを計画しています。

5 関西館第2期整備

関西館は、東京から500km西、京都府の南端に位置し、600万冊の収蔵規模をもつ書庫(約24,000㎡)を有し、2002年にその第1期の建物が完成しました。

東京本館の収蔵能力1,200万冊と合わせても、4年後の2019年度終わりには、国立国会図書館全体の書庫の収蔵能力が限界に達する想定です。

そこで、3年前から、現在の関西館の敷地の一部に書庫を増設することを計画し、そのための予算を財政当局(内閣)に要求しています。

第2期として予定する計画を3つの段階に分けた第1段階の部分、約25,300㎡の延べ面積をもつ書庫の建設(地上7階地下1階、建築面積4,630㎡)に着手し、4年後の2020年の完成を目指すという内容です。

収蔵能力は、第1段階で約500万冊ないし600万冊(年間の資料増加予測に基づく約15年分ないし16年分)を想定しています。

昨年、工事費の予算が認められ、この9月に着工しました。

結びにかえて

本格的なデジタル社会の到来，デジタルの成熟期に入り，伝統的な資料を前提として組み立てられたサービス・業務と新しいそれとの併存か融合か，それとも第三の道があるのかといった問題が既に起きつつありますし，これまでに経験したことの無い問題に直面することが予想されます。

国立国会図書館は，新ビジョンが掲げる 4 つの視点ないし行動指針を念頭に置きながら，直面する問題にあたることとなります。

業務交流Ⅰ及びⅡにおいて，さらに議論が深められることを期待し，私からの報告を終わります。

御清聴ありがとうございました。